

【表紙】

【発行登録追補書類番号】 27 - 関東39 - 1

【提出書類】 発行登録追補書類

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成28年1月19日

【会社名】 相鉄ホールディングス株式会社

【英訳名】 Sotetsu Holdings, Inc.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 林 英一

【本店の所在の場所】 横浜市西区北幸一丁目3番23号
(注)上記は登記上の本店所在地であり、本社業務は下記本社事務所において行っている。
(本社事務所)横浜市西区北幸二丁目9番14号

【電話番号】 (045)319 - 2043

【事務連絡者氏名】 経営戦略室 課長 水沼 美欧

【最寄りの連絡場所】 横浜市西区北幸二丁目9番14号

【電話番号】 (045)319 - 2043

【事務連絡者氏名】 経営戦略室 課長 水沼 美欧

【発行登録の対象とした募集有価証券の種類】 社債

【今回の募集金額】

第33回無担保社債（7年債）	10,000百万円
第34回無担保社債（10年債）	10,000百万円
計	20,000百万円

【発行登録書の内容】

提出日	平成27年3月24日
効力発生日	平成27年4月1日
有効期限	平成29年3月31日
発行登録番号	27 - 関東39
発行予定額又は発行残高の上限（円）	発行予定額 70,000百万円

【これまでの募集実績】

(発行予定額を記載した場合)

番号	提出年月日	募集金額（円）	減額による訂正年月日	減額金額（円）
-	-	-	-	-
実績合計額（円）		なし (なし)	減額総額（円）	なし

(注) 実績合計額は、券面総額又は振替社債の総額の合計額（下段（ ）書きは、発行価額の総額の合計額）に基づき算出した。

【残額】（発行予定額 - 実績合計額 - 減額総額） 70,000百万円
(70,000百万円)

(注) 残額は、券面総額又は振替社債の総額の合計額（下段（ ）書きは、発行価額の総額の合計額）に基づき算出した。

(発行残高の上限を記載した場合)

該当事項なし

【残高】（発行残高の上限 - 実績合計額 + 償還総額 - 減額総額） - 円

【安定操作に関する事項】 該当事項なし

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行社債（短期社債を除く。）（7年債）】

銘柄	相鉄ホールディングス株式会社第33回無担保社債 (相模鉄道株式会社保証付)
記名・無記名の別	-
券面総額又は振替社債の総額(円)	金10,000百万円
各社債の金額(円)	金1億円
発行価額の総額(円)	金10,000百万円
発行価格(円)	額面100円につき金100円
利率(%)	年0.430%
利払日	毎年1月28日及び7月28日
利息支払の方法	1. 利息支払の方法及び期限 (1) 本社債の利息は、払込期日の翌日から償還期日(別記「償還の方法」欄第2項第(1)号に定義する。以下同じ。)までこれをつけ、平成28年7月28日を第1回の利息支払期日としてその日までの分を支払い、その後毎年1月28日及び7月28日の2回に各々その日までの前半か年分を支払う。 (2) 利息を支払うべき日が銀行休業日にあたる場合は、その支払は前銀行営業日にこれを繰り上げる。 (3) 半年に満たない期間につき利息を計算するときは、その半年分の日割りをもってこれを計算する。 (4) 償還期日後は、利息をつけない。 2. 利息の支払場所 別記(注)「12. 元利金の支払」記載のとおり。
償還期限	平成35年1月27日
償還の方法	1. 償還金額 額面100円につき金100円 2. 償還の方法及び期限 (1) 本社債の元金は、平成35年1月27日(以下償還期日という。)にその総額を償還する。 (2) 別記(注)「5. 繰上償還に関する特約」に規定する事由に該当した場合には、本欄第1項に定める償還金額にて別記(注)「5. 繰上償還に関する特約」の規定に従い繰上償還する。 (3) 償還期日が銀行休業日にあたる場合は、その支払は前銀行営業日にこれを繰り上げる。 (4) 本社債の買入消却は、払込期日の翌日以降、別記「振替機関」欄に定める振替機関の業務規程その他の規則に別途定められる場合を除き、いつでもこれを行うことができる。 3. 償還元金の支払場所 別記(注)「12. 元利金の支払」記載のとおり。
募集の方法	一般募集
申込証拠金(円)	額面100円につき金100円とし、払込期日に払込金に振替充当する。申込証拠金には利息をつけない。
申込期間	平成28年1月19日
申込取扱場所	別項引受金融商品取引業者の本店及び国内各支店
払込期日	平成28年1月28日
振替機関	株式会社証券保管振替機構 東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号
担保	本社債には担保は付されておらず、また本社債のために特に留保されている資産はない。

担保の保証	<p>(1) 相模鉄道株式会社（以下保証人という。）は、本社債について当社が負担する元金及び利息の支払にかかわる債務につき保証人となり、当社と連帯して債務を負担する（以下保証債務という。）。</p> <p>(2) 社債権者は、あらかじめ当社に対し何らの通知もしくは請求をすることなしに、または当社の資産に対し法的手段を取ることにし、保証人に対して保証債務の履行請求を行うことができる。</p>
財務上の特約(担保提供制限)	<p>保証人は、当社または保証人が国内で既に発行した、または国内で今後発行する他の無担保社債（ただし、本社債と同時に発行する第34回無担保社債（相模鉄道株式会社保証付）を含み、別記「財務上の特約（その他の条項）」欄で定義する担付切換条項が特約されている無担保社債を除く。）のために担保権を設定する場合には、本社債のためにも担保付社債信託法に基づき、同順位の担保権を設定する。（したがって、本社債は、当社が国内で既に発行したまたは国内で今後発行する他の無担保社債（ただし、本社債と同時に発行する第34回無担保社債（相模鉄道株式会社保証付）を含み、別記「財務上の特約（その他の条項）」欄で定義する担付切換条項が特約されている無担保社債を除く。）以外の債権に対しては劣後することがある。）</p>
財務上の特約（その他の条項）	<p>本社債には担付切換条項等その他の財務上の特約は付されていない。担付切換条項とは、純資産額維持条項等当社もしくは保証人の財務指標に一定の事由が生じた場合に期限の利益を喪失する旨の特約を解除するために担保権を設定する旨の特約または当社もしくは保証人が自らいつでも担保権を設定することができる旨の特約をいう。</p>

(注)

1. 信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付

本社債について、当社は株式会社日本格付研究所（以下JCRという。）からA-（シングルAマイナス）の信用格付を平成28年1月19日付で取得している。

JCRの信用格付は、格付対象となる債務について約定どおり履行される確実性の程度を等級をもって示すものである。

JCRの信用格付は、債務履行の確実性の程度に関するJCRの現時点での総合的な意見の表明であり、当該確実性の程度を完全に表示しているものではない。また、JCRの信用格付は、デフォルト率や損失の程度を予想するものではない。JCRの信用格付の評価の対象には、価格変動リスクや市場流動性リスクなど、債務履行の確実性の程度以外の事項は含まれない。

JCRの信用格付は、格付対象の発行体の業績、規制などを含む業界環境などの変化に伴い見直され、変動する。また、JCRの信用格付の付与にあたり利用した情報は、JCRが格付対象の発行体及び正確で信頼すべき情報源から入手したものであるが、当該情報には、人為的、機械的またはその他の理由により誤りが存在する可能性がある。

本社債の申込期間中に本社債に関してJCRが公表する情報へのリンク先は、JCRのホームページ

（<http://www.jcr.co.jp/>）の「格付情報」の「当月格付」（http://www.jcr.co.jp/top_cont/rat_info02.php）

に掲載されている。なお、システム障害等何らかの事情により情報を入手することができない可能性がある。その場合の連絡先は以下のとおり。

JCR：電話番号 03-3544-7013

2. 各社債の形式

本社債は、社債、株式等の振替に関する法律（以下社債等振替法という。）第66条第2号の規定に基づき社債等振替法の適用を受けることとする旨を定めた社債であり、社債等振替法第67条第1項の規定に基づき社債券を発行することができない。

3. 社債管理者の不設置

本社債には、会社法第702条ただし書に基づき、社債管理者は設置されておらず、社債権者は本社債を自ら管理し、または債権の実現を保全するために必要な一切の行為を行う。

4. 財務代理人ならびに発行代理人及び支払代理人

(1) 当社及び保証人は、株式会社三井住友銀行（以下財務代理人という。）との間に平成28年1月19日付相鉄ホールディングス株式会社第33回無担保社債（相模鉄道株式会社保証付）財務代理契約（以下財務代理契約という。）を締結し、財務代理人に本社債の事務を委託する。

(2) 財務代理人は、財務代理契約の定めに従い、当社及び保証人のために善良なる管理者の注意をもって本社債に係る事務の取扱を行う。

(3) 本社債に係る発行代理人及び支払代理人業務は、財務代理人が行う。

(4) 財務代理人は、社債権者に対していかなる義務または責任も負わず、また、社債権者との間にいかなる代理関係または信託関係も有していない。

(5) 財務代理人を変更する場合には、当社は本（注）7. に定める方法により公告する。

5. 繰上償還に関する特約

当社または保証人のいずれか一方が次の事由に該当した場合には、当該事由発生のおきより30日後（銀行休業日のおきにはその前銀行営業日）に本社債総額につき繰上償還を行う。この場合には、繰上償還の金額及び期日その他必要事項を本（注）7. に定める方法により公告する。

（1）当社が次の事由に該当した場合

本社債以外の社債について期限の利益を喪失し、または期限が到来してもその弁済をすることができないとき。

社債を除く借入金債務について期限の利益を喪失したとき、もしくは当社以外の社債またはその他の借入金債務に対して当社が行った保証債務について履行義務が発生したにもかかわらず、その履行をすることができないとき。ただし、当該債務の合計額（邦貨換算後）が10億円を超えない場合は、この限りではない。

当社が破産手続開始、民事再生手続開始もしくは会社更生手続開始の申立をし、または取締役会において解散（合併の場合を除く。）の決議を行ったとき。

当社が破産手続開始、民事再生手続開始もしくは会社更生手続開始の決定、または特別清算開始の命令を受けたとき。

（2）保証人が次の事由に該当した場合

保証人が別記「財務上の特約（担保提供制限）」欄の規定に違背したとき。

保証人が発行する社債（既発行社債を含む。）について期限の利益を喪失し、または期限が到来してもその弁済をすることができないとき。

社債を除く保証人の借入金債務について期限の利益を喪失したとき、もしくは本社債以外の社債（既発行社債を含む。）または保証人以外の借入金債務に対して保証人が行った保証債務について履行義務が発生したにもかかわらず、その履行をすることができないとき。ただし、当該債務の合計額（邦貨換算後）が10億円を超えない場合は、この限りではない。

保証人が破産手続開始、民事再生手続開始もしくは会社更生手続開始の申立をし、または取締役会において解散（合併の場合を除く。）の決議を行ったとき。

保証人が破産手続開始、民事再生手続開始もしくは会社更生手続開始の決定、または特別清算開始の命令を受けたとき。

6. 期限の利益喪失に関する特約

（1）当社及び保証人は、次のいずれかの場合に該当したときは、ただちに本社債総額について期限の利益を喪失する。

当社及び保証人が、別記「利息支払の方法」欄第1項または別記「償還の方法」欄第2項の規定に違背したとき。

本（注）5. にかかげる事由に当社、保証人ともに該当したとき。

（2）前号の規定により本社債について期限の利益を喪失した場合は、当社はただちにその旨を本（注）7. に定める方法により公告する。

7. 社債権者に通知する場合の公告の方法

本社債に関して社債権者に通知する場合の公告は、法令に別段の定めがある場合を除き、当社の定款所定の電子公告によりこれを行う。ただし、電子公告によることができない事故その他のやむを得ない事由が生じた場合は、当社定款所定の新聞紙及び東京都、大阪市で発行する各1種以上の新聞紙にこれを掲載する。ただし、重複するものがあるときは、これを省略することができる。

8. 社債要項の公示

当社は、その本店に本社債の社債要項の謄本を備え置き、その営業時間中、一般の閲覧に供する。

9. 社債要項の変更

（1）本社債の社債要項に定められた事項（ただし、本（注）4. を除く。）の変更は、法令に定めがある場合を除き、社債権者集会の決議を要するものとし、さらに当該決議に係る裁判所の認可を必要とする。

（2）前号の社債権者集会の決議は、本社債の社債要項と一体をなすものとする。

10. 社債権者集会

（1）本社債及び本社債と同一の種類（会社法第681条第1号に規定する種類をいう。）の社債（以下本種類の社債と総称する。）の社債権者集会は、当社がこれを招集するものとし、社債権者集会の日の3週間前までに本種類の社債の社債権者集会を招集する旨及び会社法第719条各号所定の事項を本（注）7. に定める方法により公告する。

（2）本種類の社債の社債権者集会は、横浜市においてこれを行う。

（3）本種類の社債の総額（償還済みの額を除く。また、当社が有する本種類の社債の金額の合計額は算入しない。）の10分の1以上にあたる本種類の社債を有する社債権者は、社債等振替法第86条第3項に定める書面を当社に提示したうえ、社債権者集会の目的である事項及び招集の理由を記載した書面を当社に提出して、本種類の社債の社債権者集会の招集を請求することができる。

(4) 会社法第4編第3章（社債権者集会）及び第7編第2章第7節（社債発行会社の弁済等の取消しの訴え）における発行会社の規定は第731条第2項、第735条、第741条第1項及び第3項ならびに第742条を除きこれを保証人に準用する。

11. 費用の負担

以下に定める費用は当社の負担とする。

- (1) 本（注）7. に定める公告に関する費用
- (2) 本（注）10. に定める社債権者集会に関する費用

12. 元利金の支払

本社債に係る元利金は、社債等振替法及び別記「振替機関」欄に定める振替機関の業務規程その他の規則に従って支払われる。

2【社債の引受け及び社債管理の委託（7年債）】

(1)【社債の引受け】

引受人の氏名又は名称	住所	引受金額 (百万円)	引受けの条件
S M B C 日興証券株式会社	東京都千代田区丸の内三丁目3番1号	5,000	1. 引受人は、本社債の全額につき、共同して買取引受を行う。 2. 本社債の引受手数料は額面100円につき金40銭とする。
大和証券株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目9番1号	3,800	
野村證券株式会社	東京都中央区日本橋一丁目9番1号	800	
三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社	東京都千代田区丸の内二丁目5番2号	400	
計	-	10,000	-

(2)【社債管理の委託】

該当事項なし

3【新規発行社債（短期社債を除く。）（10年債）】

銘柄	相鉄ホールディングス株式会社第34回無担保社債 (相模鉄道株式会社保証付)
記名・無記名の別	-
券面総額又は振替社債の総額(円)	金10,000百万円
各社債の金額(円)	金1億円
発行価額の総額(円)	金10,000百万円
発行価格(円)	額面100円につき金100円
利率(%)	年0.680%
利払日	毎年1月28日及び7月28日
利息支払の方法	1. 利息支払の方法及び期限 (1) 本社債の利息は、払込期日の翌日から償還期日（別記「償還の方法」欄第2項第(1)号に定義する。以下同じ。）までこれをつけ、平成28年7月28日を第1回の利息支払期日としてその日までの分を支払い、その後毎年1月28日及び7月28日の2回に各々その日までの前半か年分を支払う。 (2) 利息を支払うべき日が銀行休業日にあたる時は、その支払は前銀行営業日にこれを繰り上げる。 (3) 半年に満たない期間につき利息を計算するときは、その半年分の日割りをもってこれを計算する。 (4) 償還期日後は、利息をつけない。 2. 利息の支払場所 別記（（注）「12. 元利金の支払」）記載のとおり。
償還期限	平成38年1月28日

償還の方法	<p>1. 償還金額 額面100円につき金100円</p> <p>2. 償還の方法及び期限 (1) 本社債の元金は、平成38年1月28日（以下償還期日という。）にその総額を償還する。 (2) 別記（（注）「5. 繰上償還に関する特約」）に規定する事由に該当した場合には、本欄第1項に定める償還金額にて別記（（注）「5. 繰上償還に関する特約」）の規定に従い繰上償還する。 (3) 償還期日が銀行休業日にあたる時は、その支払は前銀行営業日にこれを繰り上げる。 (4) 本社債の買入消却は、払込期日の翌日以降、別記「振替機関」欄に定める振替機関の業務規程その他の規則に別途定められる場合を除き、いつでもこれを行うことができる。</p> <p>3. 償還元金の支払場所 別記（（注）「12. 元利金の支払」）記載のとおり。</p>
募集の方法	一般募集
申込証拠金（円）	額面100円につき金100円とし、払込期日に払込金に振替充当する。申込証拠金には利息をつけない。
申込期間	平成28年1月19日
申込取扱場所	別項引受金融商品取引業者の本店及び国内各支店
払込期日	平成28年1月28日
振替機関	株式会社証券保管振替機構 東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号
担保	本社債には担保は付されておらず、また本社債のために特に留保されている資産はない。
担保の保証	<p>(1) 相模鉄道株式会社（以下保証人という。）は、本社債について当社が負担する元金及び利息の支払にかかわる債務につき保証人となり、当社と連帯して債務を負担する（以下保証債務という。）。</p> <p>(2) 社債権者は、あらかじめ当社に対し何らの通知もしくは請求をすることなしに、または当社の資産に対し法的手段を取ることをなしに、保証人に対して保証債務の履行請求を行うことができる。</p>
財務上の特約(担保提供制限)	保証人は、当社または保証人が国内で既に発行した、または国内で今後発行する他の無担保社債（ただし、本社債と同時に発行する第33回無担保社債（相模鉄道株式会社保証付）を含み、別記「財務上の特約（その他の条項）」欄で定義する担付切換条項が特約されている無担保社債を除く。）のために担保権を設定する場合には、本社債のためにも担保付社債信託法に基づき、同順位の担保権を設定する。（したがって、本社債は、当社が国内で既に発行したまたは国内で今後発行する他の無担保社債（ただし、本社債と同時に発行する第33回無担保社債（相模鉄道株式会社保証付）を含み、別記「財務上の特約（その他の条項）」欄で定義する担付切換条項が特約されている無担保社債を除く。）以外の債権に対しては劣後することがある。）
財務上の特約（その他の条項）	本社債には担付切換条項等その他の財務上の特約は付されていない。担付切換条項とは、純資産額維持条項等当社もしくは保証人の財務指標に一定の事由が生じた場合に期限の利益を喪失する旨の特約を解除するために担保権を設定する旨の特約または当社もしくは保証人が自らいつでも担保権を設定することができる旨の特約をいう。

(注)

1. 信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付

本社債について、当社は株式会社日本格付研究所（以下「JCR」という。）からA-（シングルAマイナス）の信用格付を平成28年1月19日付で取得している。

JCRの信用格付は、格付対象となる債務について約定どおり履行される確実性の程度を等級をもって示すものである。

JCRの信用格付は、債務履行の確実性の程度についてのJCRの現時点での総合的な意見の表明であり、当該確実性の程度を完全に表示しているものではない。また、JCRの信用格付は、デフォルト率や損失の程度を予想するものではない。JCRの信用格付の評価の対象には、価格変動リスクや市場流動性リスクなど、債務履行の確実性の程度以外の事項は含まれない。

JCRの信用格付は、格付対象の発行体の業績、規制などを含む業界環境などの変化に伴い見直され、変動する。また、JCRの信用格付の付与にあたり利用した情報は、JCRが格付対象の発行体及び正確で信頼すべき情報源から入手したものであるが、当該情報には、人為的、機械的またはその他の理由により誤りが存在する可能性がある。本社債の申込期間中に本社債に関してJCRが公表する情報へのリンク先は、JCRのホームページ(<http://www.jcr.co.jp/>)の「格付情報」の「当月格付」(http://www.jcr.co.jp/top_cont/rat_info02.php)に掲載されている。なお、システム障害等何らかの事情により情報を入手することができない可能性がある。その場合の連絡先は以下のとおり。

JCR：電話番号 03-3544-7013

2. 各社債の形式

本社債は、社債、株式等の振替に関する法律(以下社債等振替法という。)第66条第2号の規定に基づき社債等振替法の適用を受けることとする旨を定めた社債であり、社債等振替法第67条第1項の規定に基づき社債券を発行することができない。

3. 社債管理者の不設置

本社債には、会社法第702条ただし書に基づき、社債管理者は設置されておらず、社債権者は本社債を自ら管理し、または債権の実現を保全するために必要な一切の行為を行う。

4. 財務代理人ならびに発行代理人及び支払代理人

- (1) 当社及び保証人は、株式会社三井住友銀行(以下財務代理人という。)との間に平成28年1月19日付相鉄ホールディングス株式会社第34回無担保社債(相模鉄道株式会社保証付)財務代理契約(以下財務代理契約という。)を締結し、財務代理人に本社債の事務を委託する。
- (2) 財務代理人は、財務代理契約の定めに従い、当社及び保証人のために善良なる管理者の注意をもって本社債に係る事務の取扱を行う。
- (3) 本社債に係る発行代理人及び支払代理人業務は、財務代理人が行う。
- (4) 財務代理人は、社債権者に対していかなる義務または責任も負わず、また、社債権者との間にいかなる代理関係または信託関係も有していない。
- (5) 財務代理人を変更する場合には、当社は本(注)7.に定める方法により公告する。

5. 繰上償還に関する特約

当社または保証人のいずれか一方が次の事由に該当した場合には、当該事由発生の日より30日後(銀行休業日のときにはその前銀行営業日)に本社債総額につき繰上償還を行う。この場合には、繰上償還の金額及び期日その他必要事項を本(注)7.に定める方法により公告する。

(1) 当社が次の事由に該当した場合

本社債以外の社債について期限の利益を喪失し、または期限が到来してもその弁済をすることができないとき。

社債を除く借入金債務について期限の利益を喪失したとき、もしくは当社以外の社債またはその他の借入金債務に対して当社が行った保証債務について履行義務が発生したにもかかわらず、その履行をすることができないとき。ただし、当該債務の合計額(邦貨換算後)が10億円を超えない場合は、この限りではない。

当社が破産手続開始、民事再生手続開始もしくは会社更生手続開始の申立をし、または取締役会において解散(合併の場合を除く。)の決議を行ったとき。

当社が破産手続開始、民事再生手続開始もしくは会社更生手続開始の決定、または特別清算開始の命令を受けたとき。

(2) 保証人が次の事由に該当した場合

保証人が別記「財務上の特約(担保提供制限)」欄の規定に違背したとき。

保証人が発行する社債(既発行社債を含む。)について期限の利益を喪失し、または期限が到来してもその弁済をすることができないとき。

社債を除く保証人の借入金債務について期限の利益を喪失したとき、もしくは本社債以外の社債(既発行社債を含む。)または保証人以外の借入金債務に対して保証人が行った保証債務について履行義務が発生したにもかかわらず、その履行をすることができないとき。ただし、当該債務の合計額(邦貨換算後)が10億円を超えない場合は、この限りではない。

保証人が破産手続開始、民事再生手続開始もしくは会社更生手続開始の申立をし、または取締役会において解散(合併の場合を除く。)の決議を行ったとき。

保証人が破産手続開始、民事再生手続開始もしくは会社更生手続開始の決定、または特別清算開始の命令を受けたとき。

6. 期限の利益喪失に関する特約

- (1) 当社及び保証人は、次のいずれかの場合に該当したときは、ただちに本社債総額について期限の利益を喪失する。
 当社及び保証人が、別記「利息支払の方法」欄第1項または別記「償還の方法」欄第2項の規定に違背したとき。
 本(注)5.にかかげる事由に当社、保証人ともに該当したとき。
- (2) 前号の規定により本社債について期限の利益を喪失した場合は、当社はただちにその旨を本(注)7.に定める方法により公告する。

7. 社債権者に通知する場合の公告の方法

本社債に関して社債権者に通知する場合の公告は、法令に別段の定めがある場合を除き、当社の定款所定の電子公告によりこれを行う。ただし、電子公告によることができない事故その他のやむを得ない事由が生じた場合は、当社定款所定の新聞紙及び東京都、大阪市で発行する各1種以上の新聞紙にこれを掲載する。ただし、重複するものがあるときは、これを省略することができる。

8. 社債要項の公示

当社は、その本店に本社債の社債要項の謄本を備え置き、その営業時間中、一般の閲覧に供する。

9. 社債要項の変更

- (1) 本社債の社債要項に定められた事項（ただし、本(注)4.を除く。）の変更は、法令に定めがある場合を除き、社債権者集会の決議を要するものとし、さらに当該決議に係る裁判所の認可を必要とする。
- (2) 前号の社債権者集会の決議は、本社債の社債要項と一体をなすものとする。

10. 社債権者集会

- (1) 本社債及び本社債と同一の種類（会社法第681条第1号に規定する種類をいう。）の社債（以下本種類の社債と総称する。）の社債権者集会は、当社がこれを招集するものとし、社債権者集会の日の3週間前までに本種類の社債の社債権者集会を招集する旨及び会社法第719条各号所定の事項を本(注)7.に定める方法により公告する。
- (2) 本種類の社債の社債権者集会は、横浜市においてこれを行う。
- (3) 本種類の社債の総額（償還済みの額を除く。また、当社が有する本種類の社債の金額の合計額は算入しない。）の10分の1以上にあたる本種類の社債を有する社債権者は、社債等振替法第86条第3項に定める書面を当社に提示したうえ、社債権者集会の目的である事項及び招集の理由を記載した書面を当社に提出して、本種類の社債の社債権者集会の招集を請求することができる。
- (4) 会社法第4編第3章（社債権者集会）及び第7編第2章第7節（社債発行会社の弁済等の取消しの訴え）における発行会社の規定は第731条第2項、第735条、第741条第1項及び第3項ならびに第742条を除きこれを保証人に準用する。

11. 費用の負担

以下に定める費用は当社の負担とする。

- (1) 本(注)7.に定める公告に関する費用
 (2) 本(注)10.に定める社債権者集会に関する費用

12. 元利金の支払

本社債に係る元利金は、社債等振替法及び別記「振替機関」欄に定める振替機関の業務規程その他の規則に従って支払われる。

4【社債の引受け及び社債管理の委託（10年債）】

(1)【社債の引受け】

引受人の氏名又は名称	住所	引受金額 (百万円)	引受けの条件
S M B C日興証券株式会社	東京都千代田区丸の内三丁目3番1号	5,000	1. 引受人は、本社債の全額につき、共同して買取引受を行う。 2. 本社債の引受手数料は額面100円につき金45銭とする。
大和証券株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目9番1号	3,800	
野村證券株式会社	東京都中央区日本橋一丁目9番1号	800	
三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社	東京都千代田区丸の内二丁目5番2号	400	
計	-	10,000	-

(2)【社債管理の委託】

該当事項なし

5【新規発行による手取金の使途】

(1)【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額（百万円）	発行諸費用の概算額（百万円）	差引手取概算額（百万円）
20,000	124	19,876

(注) 上記金額は第33回無担保社債（相模鉄道株式会社保証付）及び第34回無担保社債（相模鉄道株式会社保証付）の合計金額であります。

(2)【手取金の使途】

上記の差引手取概算額19,876百万円は、15,000百万円を平成28年7月22日に償還予定の第15回無担保社債の償還資金に、残額を平成28年6月末日までに返済期日が到来する借入金返済資金の一部に充当する予定である。

第2【売出要項】

該当事項なし

第3【第三者割当の場合の特記事項】

該当事項なし

第4【その他の記載事項】

該当事項なし

第二部【公開買付けに関する情報】

該当事項なし

第三部【参照情報】

第1【参照書類】

会社の概況及び事業の概況等金融商品取引法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。

1【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第147期(自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日) 平成27年6月29日関東財務局長に提出

2【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第148期第1四半期(自 平成27年4月1日 至 平成27年6月30日) 平成27年8月13日関東財務局長に提出

3【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第148期第2四半期(自 平成27年7月1日 至 平成27年9月30日) 平成27年11月13日関東財務局長に提出

4【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本発行登録追補書類提出日（平成28年1月19日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を平成27年6月29日に関東財務局長に提出

第2【参照書類の補完情報】

上記に掲げた参照書類としての有価証券報告書及び四半期報告書（以下有価証券報告書等という。）に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書等の提出日以後、本発行登録追補書類提出日（平成28年1月19日）までの間において生じた変更その他の事由はありません。

また、当該有価証券報告書等には将来に関する事項が記載されていますが、当該事項は本発行登録追補書類提出日現在においてもその判断に変更はなく、新たに記載する将来に関する事項もありません。

第3【参照書類を縦覧に供している場所】

株式会社東京証券取引所

（東京都中央区日本橋兜町2番1号）

相鉄ホールディングス株式会社

（横浜市西区北幸一丁目3番23号）

（注）上記は登記上の本店所在地であり、本社業務は下記本社事務所において行っている。

（本社事務所）横浜市西区北幸二丁目9番14号

第四部【保証会社等の情報】

第1【保証会社情報】

1【保証の対象となっている社債】

第一部「証券情報」に掲げた相鉄ホールディングス株式会社第33回無担保社債（相模鉄道株式会社保証付）及び相鉄ホールディングス株式会社第34回無担保社債（相模鉄道株式会社保証付）

2【継続開示会社たる保証会社に関する事項】

該当事項なし

3【継続開示会社に該当しない保証会社に関する事項】

相模鉄道株式会社の情報については、平成27年6月29日に関東財務局長に提出した訂正発行登録書に記載されている為、記載を省略している。

第2【保証会社以外の会社の情報】

該当事項なし

第3【指数等の情報】

該当事項なし

第4【特別情報】

1【保証会社及び連動子会社の最近の財務諸表又は財務書類】

相模鉄道株式会社の財務諸表については、平成27年3月24日に関東財務局長に提出した発行登録書に記載されている為、記載を省略している。